

苫小牧工業高等専門学校学生支援基金規則

規則第120号

制 定 平成27年11月17日

一部改正 令和7年3月17日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校(以下「本校」という。)の設置する基金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則及び独立行政法人国立高等専門学校修学支援事業基金規則並びにその他関係規則等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(設置)

第2条 本校に、苫小牧工業高等専門学校学生支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(目的)

第3条 基金は、本校の教育理念である「豊かな人間性および自主自律の精神を育成し、技術者に必要な知・徳・体のバランスのとれた成長を促し、社会の発展のために活躍できる人材を育てる」に資することを目的とする。

(基金の構成)

第4条 基金は、次の各号に掲げる寄附金をもって構成する。

- 一 附則第2項により承継された資金
- 二 第3条に定める目的に賛同する者から受け入れた寄附金

(事業)

第5条 基金は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。

- 一 学生の教育研究活動に関する支援
- 二 学生の国際交流活動に関する支援
- 三 学生の教育研究、人間形成に必要な施設設備の充実に関する支援
- 四 学生が企業、団体等と連携して行う活動に関する支援
- 五 学生の授業料等の全部又は一部の免除、その他経済的負担の軽減に関する支援
- 六 本校が主体となって行う事業のうち、前各号に該当する事業の実施に関する支援
- 七 その他校長が目的の達成に必要と認めた事業に関する支援

(事業年度)

第6条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委員会)

第7条 本校に、基金に関する必要な事項を審議するため、苫小牧工業高等専門学校学生

支援基金委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 事務部長

3 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

（事務）

第8条 基金に関する事務は、総務課において処理する。

（その他）

第9条 基金に関し、この規則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年11月17日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に存する苫小牧工業高等専門学校学生支援基金の資金については、第5条第一号、第二号、第六号および第七号の事業基金として承継する。